

群馬県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱 (重点支援地方交付金分)

(通則)

第1条 群馬県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（重点支援地方交付金分）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において行うものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇といった厳しい経営環境の中でも介護施設等が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として、群馬県内の介護施設等に対して食料品の購入費等に対する補助を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象となる施設等及び施設等の種別（以下「補助対象施設等」という。）は次のとおりとし、これらの補助対象施設等を運営する事業者（以下「補助対象事業者」）に対して交付を行うこととする。

(1) 補助対象施設等

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等

(2) 補助対象施設等の種別

介護老人保健施設

介護医療院

軽費老人ホーム

養護老人ホーム

認知症対応型共同生活介護

特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

通所介護

地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護

通所リハビリテーション

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

2 次に掲げる施設等は、補助の対象外とする。

- (1) 申請時点で指定を受けていない施設・事業所。
 - (2) 休止中の施設・事業所。ただし、申請時点で再開している施設・事業所は対象とする。
 - (3) 空床利用型の短期入所生活介護。(本体施設の利用者数に含むものとする。)
 - (4) 各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)
- 3 第1項の補助対象事業者は、自法人の役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう)が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的な関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団員の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 4 第1項の補助事業対象者は、自己又は自法人の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
 - (2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、食材料費等(食事準備に係る委託費を含む。施設職員の賃金は除く。)とする。ただし、令和7年12月16日以降に生じた経費を補助対象とする。

なお、消費税額及び地方消費税額は補助対象外とする。

(補助金額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象施設等ごとに、基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。なお、1,000円未満の

端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 基準単価は、以下のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は、1 定員当たり 18,000 円とする。

(2) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は、1 定員当たり 6,000 円とする。

3 定員数は、令和 7 年 4 月 1 日時点の定員により判断する。なお、令和 7 年 4 月 2 日以降に開設した施設等における定員数については、開設時の定員数を用いることとする。

(交付の条件)

第 7 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の 10%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請及び実績報告)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、介護施設等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書兼実績報告書(別記様式第 1 号)(以下「申請書」という。)に申請書に記載する関係書類を添えて、別に知事が定める日までに提出するものとする。なお、申請及び報告は法人又は事業者単位で行

うものとし、1回限りとする。

(交付決定及び確定通知)

第9条 知事は、申請書に基づき、当該申請に係る書類の審査等により交付の可否を決定の上、交付額を確定するとともに、その決定内容を申請者に通知する。

(支援金の交付)

第10条 知事は、前条に定める交付を決定及び確定したときは、当該申請者に対して速やかに補助金を支払うものとする。

(検査等)

第11条 知事は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申請者に対して、申請内容の詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係書類の確認又は現地調査等を行うことができる。

(会計帳簿等の整備)

第12条 補助金の交付を受けたものは、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

2 前項における証拠書類の保管については、本補助金を、法人本部等の収入ではなく、補助対象経費を費消した補助対象施設等の収入としていることが分かる書類の保管も含む。

(補助金の返還)

第13条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助金の交付決定を受けたもの又は交付を受けたものが次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第7条に抵触するとき

- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき
- (4) 第8条の申請及び報告に当たり、錯誤、虚偽又は不正があったとき

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。